

平成24年9月26日宣告 裁判所書記官 [REDACTED]

平成24年(う)第965号

判 決

本 籍 [REDACTED]

住 居 [REDACTED]

臨時作業員

佐 藤 真 言  
[REDACTED] 生

上記の者に対する詐欺被告事件について、平成24年3月28日東京地方裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から控訴の申立てがあったので、当裁判所は、検察官 [REDACTED] 出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

理 由

本件控訴の趣意は、被告人を懲役2年4月の実刑に処した原判決の量刑は重すぎて不当であり、被告人に対しては刑の執行を猶予するのが相当であるというのである。

そこで検討すると、本件は、経営コンサルタント業などを事業目的とする株式会社 [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。) の取締役であった被告人が、(1)靴、バッグ等の輸入及び販売などを事業目的とするスカラ株式会社 (以下「スカラ」という。) の代表取締役であった原審分離前相被告人伊藤幸治郎 (「幸」の字は記録上は異体字。以下「伊藤」という。) と共に謀の上、返済する確実な当てがあるように装い、東京信用保証協会 (以下「保証協会」という。) の担当者を欺いて、景気対応緊急保証制度に基づき、保証協会にスカラの株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入れに係る300

0万円の信用保証をさせるとともに、同銀行担当者を欺いて同銀行にスカラに対する同額の信用保証付き融資（保証協会の信用保証付き融資をいう。以下同じ。）を実行させて融資名下に3000万円をだまし取り（原判示第1），(2)衣類の製造及び販売などを事業目的とする株式会社エス・オーインク（以下「エス・オーインク」という。）の代表取締役であった原審分離前相被告人朝倉亨（以下「朝倉」という。）と共に謀の上、①エス・オーインクが東日本大震災復興緊急保証制度（以下「震災保証制度」という。）の対象となる旨の渋谷区長の認定書が不正に取得したものであることを秘すとともに前同様に装い、保証協会担当者を欺いて、震災保証制度に基づき、保証協会にエス・オーインクの株式会社三井住友銀行からの借入れに係る限度額1500万円の信用保証をさせるとともに、同銀行担当者を欺いて同銀行にエス・オーインクに対する同額の信用保証付き融資を実行させて融資名下に1500万円をだまし取り（同第2の1），②上記①と同様に保証協会担当者を欺いて、震災保証制度に基づき、保証協会にエス・オーインクの株式会社東日本銀行からの借入れに係る限度額8800万円の信用保証をさせるとともに、同銀行担当者を欺いて同銀行にエス・オーインクに対する信用保証付き融資を実行させて融資名下に8489万4959円をだまし取り（同第2の2），③前同様に装い、同銀行担当者を欺いて同銀行にエス・オーインクに対する1000万円の手形貸付融資を実行させて融資名下に968万7116円をだまし取った（同第2の3）という詐欺4件（原判示第1，第2の1及び第2の2については、保証協会に対するいわゆる2項詐欺を含む。）の事案であるところ、原判決が「量刑の理由」の項において説示するところはおおむね正当であり、原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえない。

すなわち、本件は、スカラについては、あらかじめ、平成21年2月1日から平成22年1月31日までの事業年度における売上高が多くとも3億94

00万円、経常損失が少なくとも7800万円、借入金残高が約5億円であったにもかかわらず、同事業年度における売上高が8億8977万0978円、経常利益が1326万3499円、借入金残高が3億2165万1337円であるなどとした内容虚偽の決算報告書を提出するとともに、合計4億円余りの大手商社及び大手家電量販店からの売上入金を偽装するなどし、エス・オーフィンクについては、あらかじめ、平成21年10月21日から平成22年10月20日までの事業年度における売上高が多くとも6億8900万円、経常損失が少なくとも1億0200万円であり、少なくとも2億5000万円の債務超過であったにもかかわらず、同事業年度における売上高が9億3747万1360円、経常利益が2327万5021円、株主資本が3350万1403円であるなどとした内容虚偽の決算報告書を提出した上、これらの虚偽の資料等により返済能力等を偽って敢行したもので、いずれも大胆かつ巧妙な計画的犯行である。

被害額は、総額1億3900万円余りに上り、原判示第2の2の融資に係る本件以前に受けた融資の借換え分を控除しても総額約5500万円余りと多額である上、同第1、第2の1及び第2の2の各犯行は、景気悪化に伴い資金調達に支障を来し、あるいは東日本大震災で直接間接に被害を受けた、中小企業の支援を目的とする各保証制度を悪用したものである点でも悪質性が強いといべきである。

本件各犯行はいずれも、元銀行員であった被告人の銀行の融資業務等に関する知識及び経験がなければ実現が困難であったもので、被告人は、本件各犯行を遂行する上で欠くことのできない重要な役割を果たしている。また、被告人は、累積赤字を抱えるなど銀行融資を受けることが困難な中小企業が金融機関から融資を受けるためには粉飾決算等を利用することもやむを得ないという考えに基づき、財務等のコンサルタントとして、顧客である本件各会社（スカーフ

ラ及びエス・オーインクをいう。以下同じ。) の各経営者である伊藤や朝倉から資金繰り等の相談を受ける中で、同人らの依頼に応じて決算報告書等の粉飾の助言、指導等を行って本件各犯行に及んだもので、不正行為を容認する身勝手で独善的な考え方は厳しく非難されるべきである。

そうすると、被告人の刑事責任を軽くみることはできず、詐取した金員は直接的には本件各会社が取得し、被告人は本件各会社から報酬を受け取っていた [REDACTED] からの報酬という形で間接的に利得したもので、実質的には伊藤や朝倉の利得ともいえる本件各会社の利得額と比較すると、本件各犯行による被告人の利得額は少ないと、原判示第1の犯行については、保証協会は本件を含むスカラの銀行に対する債務につき保証人として代位弁済をしているところ、スカラにおいて保証協会に対し約3000万円を返済し、うち600万円近くが原判示第1に係る被害金(代位弁済金)に充当されていること、同第2の各犯行については、エス・オーインクにおいて、同第2の1につき合計約6・2万円(元利を合わせたもの)、同第2の2及び第2の3につき合計約721万円を返済するなど、一部について被害回復がされていること、被告人が犯行を認めて反省の態度を示していることなど、被告人のために酌むべき諸事情を十分考慮しても、原判決の量刑は相当であって、これが重すぎて不当であるとはいえない。

所論は、①被告人は、本件各犯行において、帮助的役割を果たしたにすぎず、重要な役割を果たしたとの原判決の評価は相当でない、②被告人は、中小企業の経営再建に貢献したいという考えに基づいてコンサルティング業務に従事してきたのであって、被告人の粉飾決算への関与の動機にはしん酌すべき点がある、③原判決は、「以前から粉飾した決算報告書等に基づき金融機関から不正に融資を受けることを繰り返していたもので、本件は常習的犯行である。」と

判示しているが、被告人は、粉飾の中止、公表のために真剣な努力を払っていたもので、漫然と不正融資を受けることを繰り返してきたものではない、④原判決は、「両社（スカラ及びエス・オーフィス）から受け取っていた報酬の大半は決算報告書の粉飾等を含め不正融資に係るものとみるのが相当である」とするが、被告人の行っていたコンサルティングの大半が決算書の粉飾に向けられていたわけではなく、原判決は被告人のコンサルティングの内容を正当に評価していない、⑤本件各犯行の実質損害額は多額とはいえず、その一部につき被害回復が図られている、⑥本件各犯行における決算書の粉飾の態様は、大胆とも巧妙ともいえないとして、原判決の説示を論難している。

しかしながら、上記①の点については、関係証拠によれば、被告人は、原判示第1の事実に関しては、伊藤が粉飾するための架空売上金額、経常利益等を決めて税理士に作成させた暫定の試算表について、粉飾する数字等の不自然な処理等を指摘するなどした上、税務申告用の内容虚偽の決算報告書を完成させ、スカラが決算報告書を粉飾していることが銀行等に発覚しないようにするために、銀行ごとに異なる3種類の銀行提出用の内容虚偽の決算報告書を作成したほか、取引先の名前を使ってスカラ名義の口座に入金するなどの方法による多額の売上入金の偽装方法について教示し、スカラが東京都中小企業制度融資を申請するに際しては、伊藤において準備した残高試算表を基に中央区長宛ての内容虚偽の認定申請書を作成した上、伊藤と共に同区役所に赴くなどしなお、所論は、被告人は、平成19年1月期以降、スカラの粉飾決算には一切関与していないと主張するが、失当である。），同第2の各事実に関しては、朝倉において準備したエス・オーフィスの決算報告書の原案等を基に粉飾する金額を具体的に助言するなどして、内容虚偽の確定申告書及び決算書（損益計算書、貸借対照表）を完成させたほか、保証協会等に対する説明資料として内容虚偽の「業況説明」を作成したことなどが認められ、これらに照らすと、本

件各犯行が最終的にはいずれも本件各会社の経営者である伊藤や朝倉の判断によって敢行されたものであることは所論指摘のとおりであるが、被告人の知識や経験がなければ実行が困難であったことは明らかであり、被告人は欠くことのできない重要な役割を果たした旨の原判決の評価に誤りはない。なお、所論は、伊藤や朝倉は、被告人と知り合う以前から、自社の顧問税理士などのアドバイスを受けるなどして決算書を粉飾し、金融機関から融資を受けていたことを指摘しているが、上記判断を左右する事情とはいえない。

上記②の点については、経営再建とはいえ、粉飾決算等による違法行為を手段としてこれを実現することが許されないことはいうまでもないから、所論は失当である。

上記③の点については、関係証拠によれば、被告人は、平成17年にスカラが財務営業パートナーズとコンサルティング契約を締結して間もなく、スカラの累積赤字を消すため売上高を水増して粉飾した同年1月期の決算報告書を作成することを提案して4行の銀行から1億円を超える融資を受けさせ、その後も粉飾決算等を継続していたスカラのため前記と同様の売上入金の偽装をするなどし、また、エス・オーライクに関しても、平成21年2月にコンサルティング契約を締結した後、同年10月期の決算について粉飾内容を具体的に指示して、経常利益が黒字で、資産超過であるように粉飾した決算報告書の作成に関わったことが認められる上、上記①の点について述べたとおり、被告人がその後も本件各犯行に積極的に加担していることに照らすと、被告人が粉飾の中止、公表のために真剣な努力を払っていたなどとは到底認めることはできず、所論は失当である。

上記④の点については、本件各会社は、実態を反映した決算内容では銀行の融資を得られない財務・経営状況にあったことから、資金繰りに窮していた本件各会社のために被告人が行ったコンサルティング業務の主なものが決算内容

を粉飾するなどして銀行から融資を引き出すことにあり、伊藤や朝倉においてもそれを期待して財務営業パートナーズとコンサルティング契約を締結したもののであることは、上記①について述べたところや伊藤及び朝倉の供述等から明らかであって、所論指摘の原判決の説示が誤りであるとはいえない。

上記⑤及び⑥の点に関する原判決の説示が相当であることは、先に述べたところから明らかである。

その余の所論を検討しても、以上の判断は変わらない。

論旨は理由がない。

なお、原判決後、被告人が300万円のしょく罪寄附したこと、法曹資格を得るために努力していることなどが認められるが、これらの点を前記酌むべき事情と併せ考慮しても、原判決を破棄するには至らない。

よって、刑事訴訟法396条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

平成24年9月26日

東京高等裁判所第3刑事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

これは謄本である。  
同 日 同 庁  
裁判所書記官

